

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	健康増進事業の実施に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古河市は健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

古河市長

公表日

令和5年11月14日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の内容	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など市民の健康増進のために必要な事業を推進するために必要な事務を行う。 健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法第27号)に基づき、特定個人情報ファイルを下記①～③の事務に使用する。 ①各種検診の受診結果等の管理 ②受診券の発行、検診勧奨事務 ③保健指導、相談事務
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	・成人健康診査等の対象者および受診希望者の管理、受診票等の帳票発行 ・成人健康診査等の受診結果の管理、結果票の帳票発行 ・統計報告資料の作成
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	1 宛名管理機能 住民記録システムより情報移転を行い4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報を記録する。住登外者の宛名項目(氏名及び名称、性別、生年月日、住所など)の作成・管理をする。 2 個人番号の保護機能 個人番号の保護を行うため認証の制御や暗号化をする。 3 宛名連携機能 同一人の宛名番号を紐付する機能を有し、宛名番号の関連付けしたデータを作成・管理する。中間サーバーとの連携時には、紐付した宛名番号から団体内宛名番号を取得する。 4 団体内宛名統合機能 提供を行うため税務システム等から提供するデータを受け、中間サーバーへ送信する。情報の照会を行うため税務システム等からの要求情報を受け、中間サーバーへ送信し結果を受信する。符号付番の際に符号と紐付ける団体内統合宛名番号を中間サーバーへ送信する。団体内宛名番号と4情報(氏名、性別、生年月日、住所)を管理し、中間サーバーからの要求に対応する。 5 中間サーバー連携機能 中間サーバーとの連携によりデータの送受診を行う。データの送受信を行った結果の情報を取得・管理する。

システム5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
検診情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・番号法第9条第1項 別表第一の76の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・別表第一省令第54条</p>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条第8号、別表第二の第102の2項、 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第50条</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条第8号、別表第二の第102の2項 内閣府・総務省令第7号 第50条</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部 健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
検診情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	古河市に住民登録している健康増進事業の対象となる者
その必要性	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行う対象者の適正な管理を目的としているため、その達成に必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<p>【識別情報】 個人番号: 対象者を正確に特定するために保有する。 その他識別情報: 当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有する。</p> <p>【連絡先等情報】 事業実施にあたって在住要件を確認するために保有する。 本人への連絡のために保有する。 受診票等の送付先情報として保有する。</p> <p>【健康・医療関係情報】 健康管理に関する事務遂行のために保有する。</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	健康推進部 健康づくり課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民総合窓口課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他の自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (医療機関) <input type="checkbox"/> その他 (茨城県国民健康保険団体連合会、公益財団法人 茨城県総合健診協会)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)] [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	健康増進法に基づく健康増進事業対象者を適正に管理するため	
④使用の主体	使用部署	健康推進部 健康づくり課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	I. 検診(健診)対象者の管理 ・年齢、国民健康保険資格、健診受診結果から検診等の対象者を抽出し、受診票等を発行する。 ・検診等の受診希望者の対象要件を確認する。 ・実施結果を分析し、教育、訪問・相談の対象者を抽出し、通知等を発行する。 II. 検診(健診)結果の管理 ・検診委託機関から健康診査・がん検診等の受診結果情報を受け取り、受診結果を登録する。 ・教育、訪問・相談を受けた結果を登録する。 ・検診結果から精密検査対象者を抽出し、精密検査の受診フォローをする。 ・受診対象者の情報と検診結果から未受診者を抽出し受診を勧奨する。 III. 統計報告資料の作成 ・受診対象者の情報と検診(健診)結果から統計報告資料を作成する。	
情報の突合	個人を正確に特定するために個人番号を利用して正確性を担保する。	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	システムの運用	
①委託内容	磁気ディスクによる事務運用を安全確実にを行うために必要な範囲で特定個人情報ファイルの管理を委託	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 茨城計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない	
提供先1	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の第102の2項 別表第二主務省令 第50条	
②提供先における用途	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	
③提供する情報	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	健康増進法に基づく健康増進事業対象者	
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度	
提供先2～5		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【住民情報】

1.宛名番号、2.氏名、3.カナ氏名、4.清音カナ氏名、5.生年月日、6.性別、7.世帯番号、8.世帯員番号、9.続柄、10.世帯主番号、11.世帯主氏名、12.世帯主カナ氏名、13.行政区コード1(大街)、14.行政区コード2(小街)、15.行政区コード3(郵便局)、16.行政区コード4(母子担当)、17.行政区コード5(訪問担当)、18.郵便番号、19.住所1、20.住所2、21.住民となった事由、22.住民となった日、23.住民となった届出日、24.住民でなくなった事由、25.住民でなくなった日、26.住民でなくなった届出日、27.増減異動事由、28.増減異動日、29.増減異動届出日、30.住民区分、31.旧氏名、32.旧カナ氏名、33.旧清音カナ氏名、34.旧郵便番号、35.旧住所1、36.旧住所2、37.個人番号

【住登外情報】

1.宛名番号、2.氏名、3.カナ氏名、4.清音カナ氏名、5.生年月日、6.性別、7.郵便番号、8.住所1、9.住所2、10.住民区分、11.個人番号

【連絡先情報】

1.宛名番号、2.連絡先区分1、3.電話番号1、4.連絡先区分2、5.電話番号2、6.連絡先区分3、7.電話番号3、8.職業、9.ハイリスク、10.ハイリスク期間開始日、11.ハイリスク期間終了日、12.備考

【国民健康保険情報】

1.宛名番号、2.異動日、3.資格取得喪失区分、4.保険種別、5.退職区分、6.被保険者証記号、7.被保険者証番号、8.保険者番号

【胃がん検診受診情報】

1.宛名番号、2.年度、3.検診機関、4.検診方式、5.受診日、6.レ線番号、7.部位①、8.部位②、9.部位③、10.部位④、11.部位⑤、12.所見①、13.所見②、14.所見③、15.所見④、16.判定区分、17.ペプシノゲン検査、18.ペプシノゲン判定、19.区分、20.PG I、21.PG II、22. I / II 比、23.重篤な偶発症を確認(検診)、24.偶発症による死亡あり(検診)、25.詳細(検診)、26.精検・健診機関、27.精検・精検日、28.精検・精検判定、29.精検・精検結果(報告病名)、30.精検・検査項目①、31.精検・検査項目②

【大腸がん検診受診情報】

01.宛名番号、2.年度、3.検診機関、4.検診方式、5.受診日、6.検体番号、7.1日目判定、8.1日目検査値、9.2日目判定、10.2日目検査値、11.結果、12.精検・健診機関、13.精検・精検結果(報告病名)、14.精検・疾患部位①、15.精検・疾患部位②、16.精検・疾患部位③、17.精検・大腸内視鏡検査項目、18.精検・大腸内視鏡検査検査日、19.精検・指導区分

【肺がん・結核検診受診情報】

1.宛名番号、2.年度、3.検診機関、4.検診方式、5.受診日、6.受診項目、7.総合判定(システム)、8.総合判定、9.X線判定、10.X線撮影番号、11.喀痰判定、12.喀痰標本番号、13.重篤な偶発症を確認(検診)、14.偶発症による死亡あり(検診)、15.詳細(検診)、16.精検・健診機関、17.精検・精検日、18.精検・胸部X線結果(報告病名)、19.精検・検査項目①

【乳がん検診受診情報】

1.宛名番号、2.年度、3.健診機関、4.検診方式、5.受診日、6.総合判定、7.視触診判定、8.超音波判定、9.X線判定基準、10.検診車、11.X線番号、12.超音波受付番号、13.超音波所見①、14.左右、15.位置①、16.位置②、17.所見①、18.所見②、19.所見③、20.所見④、21.カテゴリ、22.所見②、23.左右、24.位置①、25.位置②、26.所見①、27.所見②、28.所見③、29.所見④、30.カテゴリ、31.所見③、32.左右、33.位置①、34.位置②、35.所見①、36.所見②、37.所見③、38.所見④、39.カテゴリ、40.所見④、41.左右、42.位置①、43.位置②、44.所見①、45.所見②、46.所見③、47.所見④、48.カテゴリ、49.所見⑤、50.左右、51.位置①、52.位置②、53.所見①、54.所見②、55.所見③、56.所見④、57.カテゴリ、58.所見⑥、59.左右、60.位置①、61.位置②、62.所見①、63.所見②、64.所見③、65.所見④、66.カテゴリ、67.X線撮影方向、68.所見①、69.部位①、70.部位②、71.部位③、72.所見、73.所見②、74.部位①、75.部位②、76.部位③、77.所見、78.所見③、79.部位①、80.部位②、81.部位③、82.所見、83.所見④、84.部位①、85.部位②、86.部位③、87.所見、88.重篤な偶発症を確認(検診)、89.偶発症による死亡あり(検診)、90.詳細(検診)、91.精検・健診機関、92.精検・精検日、93.精検・検査方法①、94.精検・検査方法②、95.精検・検査方法③、96.精検・検査結果(報告病名)、97.精検・組織診断、98.精検・方針(指示区分)、99.精検・手術、100.精検・健診機関、101.精検・手術日、102.精検・臨床病期T、103.精検・臨床病期N、104.精検・臨床病期M、105.精検・臨床病期、106.精検・備考

【子宮がん検診受診情報】

1.宛名番号、2.年度、3.健診機関、4.検診方式、5.受診日、6.受診番号、7.検診車、8.標準評価(初回検体)、9.ベセスダ分類、10.総合判定、11.重篤な偶発症を確認(検診)、12.偶発症による死亡あり(検診)、13.詳細(検診)、14.精検・健診機関、15.精検・精検日、16.精検・精検結果、17.精検・手術

【前立腺がん検診受診情報】

1.宛名番号、2.年度、3.健診機関、4.検診方式、5.受診日、6.受診番号、7.PSA値、8.PSA判定、9.判定、10.精検・健診機関、11.精検日、12.診断方法①、13.診断方法②、14.診断方法③、15.診断方法④、16.精検結果①(報告病名)、17.精検結果②(報告病名)、18.指示区分

【肝炎ウイルス検診受診情報】

1.宛名番号、2.年度、3.健診機関、4.検診方式、5.受診日、6.受診番号、7.交付番号、8.HBs抗原値、9.HCV抗体値、10.C型肝炎判定、11.B型肝炎判定結果、12.GOT、13.GPT、14.精検・健診機関、15.精検・健診日、16.精検・診断・治療の状況①、17.精検・診断・治療の状況②、18.精検・診断・治療の状況③、19.精検・備考

【歯周疾患検診受診情報】

1.宛名番号、2.年度、3.健診機関、4.検診方式、5.受診日、6.受診番号、7.自覚症状、8.歯痛・しみる、9.歯痛・しみる時の程度、10.歯ぐきの出血、11.歯ぐきの出血の程度、12.歯ぐきが腫れる、13.口臭、14.物がよくはさまる、15.噛む・味わう・飲み込む・話すのが不自由、16.歯の外観・歯並び、17.入れ歯があわない、18.口が開けにくい、19.歯ざしり、20.その他(気がかり)、21.気がかりな点、22.問診-口腔状態、23.内的な病気、24.喫煙有無、25.喫煙本数、26.歯磨き回数、27.歯磨き時間、28.心がけ①、29.歯の状況(右上)、30.歯式_右上8、31.歯式_右上7、32.歯式_右上6、33.歯式_右上5、34.歯式_右上4、35.歯式_右上3、36.歯式_右上2、37.歯式_右上1、38.歯式_左上1、39.歯式_左上2、40.歯式_左上3、41.歯式_左上4、42.歯式_左上5、43.歯式_左上6、44.歯式_左上7、45.歯式_左上8、46.歯式_左下8、47.歯式_左下7、

48.歯式_左下6、49.歯式_左下5、50.歯式_左下4、51.歯式_左下3、52.歯式_左下2、53.歯式_左下1、54.歯式_右下1、55.歯式_右下2、56.歯式_右下3、57.歯式_右下4、58.歯式_右下5、59.歯式_右下6、60.歯式_右下7、61.歯式_右下8、62.歯の状況設定、63.歯の状況、64.歯の本数、65.健全歯の合計本数、66.未処置歯の合計本数、67.処置歯の合計本数、68.現在歯数_健全歯+未処置+処置歯数+楔状欠損、69.要補綴歯の合計本数、70.欠損歯の合計本数、71.欠損補綴歯の合計本数、72.CPI_右上6(7)、73.CPI_右上1(左上1)、74.CPI_左上6(7)、75.CPI_左下6(7)、76.CPI_左下1(右下1)、77.CPI_右下6(7)、78.CPI_MAX、79.DIS_右上6(7)、80.DIS_右上1(左上1)、81.DIS_左上6(7)、82.DIS_左下6(7)、83.DIS_左下1(右下1)、84.DIS_右下6(7)、85.DIS_スコア平均値、86.口腔清掃状態、87.歯石、88.唾液潜血反応、89.その他の所見、90.歯周組織、91.楔状欠損等、92.歯列・咬合等、93.舌苔、94.顎関節、95.粘膜疾患、96.その他、97.義歯関連有無、98.清掃状況、99.適合状況、100.新調・修理、101.抜歯等の処置、102.インプラント、103.診断名①、104.診断名②、105.他所見①、106.他所見②、107.備考

【特定健診】

1.宛名番号、2.年度、3.健診機関、4.検診方式、5.受診日、6.受診番号、7.現病歴・既往歴-疾患名①、8.疾患名②、9.疾患名③、10.具体的な既往歴、11.自覚症状①、12.自覚症状②、13.自覚症状③、14.自覚症状④、15.自覚症状⑤、16.特記すべき自覚症状、17.自覚症状所見、18.他覚症状①、19.他覚症状②、20.他覚症状③、21.特記すべき他覚症状、22.他覚症状所見、23.質問票-現在、血圧を下げる薬を使用している、24.薬剤(血圧)、25.服薬理由(血圧)、26.現在、インスリン注射又は血糖値を下げる薬を服用している、27.薬剤(血糖)、28.服薬理由(血糖)、29.現在、コレステロールを下げる薬を服用している、30.薬剤(脂質)、31.服薬理由(脂質)、32.生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか、33.身長、34.体重、35.標準体重、36.BMI、37.肥満度、38.腹囲測定、39.腹囲、40.収縮期血圧、41.拡張期血圧、42.GOT検査、43.AST(GOT)、44.GPT検査、45.ALT(GPT)、46.γ-GTP検査、47.γ-GTP、48.採血時間、49.中性脂肪検査、50.中性脂肪、51.HDLコレステロール検査、52.HDLコレステロール、53.HDLコレステロール(HL)、54.LDLコレステロール、55.HBA1C検査(NGSP)、56.HBA1C(NGSP)、57.尿糖検査、58.尿糖、59.尿蛋白検査、60.尿蛋白、61.尿酸、62.血清クレアチニン、63.eGFR、64.保健指導レベル、65.保健指導レベル(医師等)、66.メタボリック判定、67.前年度受診日、68.保健指導レベル、69.メタボリック判定、70.保健指導歴、71.医師名、72.医師の判断、73.保険者番号、74.保険者名称、75.保健種別、76.被保険者番号

【検診予約情報】

1.宛名番号、2.年度、3.登録番号、4.受付時間、5.検診スケジュール番号、6.検診種別、7.料金、8.料金種別、9.備考、10.申込日

【保健指導・栄養運動指導】

1.年度、2.宛名番号、3.実施日、4.場所、5.開始時、6.終了時

【保健指導・精神保健相談】

1.年度、2.宛名番号、3.実施日、4.場所、5.開始時刻、6.終了時刻、7.区分、8.事業名、9.新規の受付経路、10.指導内容①、11.指導分類①、12.担当者①、13.職種、14.担当者②、15.職種、16.担当者③、17.職種、18.指導内容、19.指導内容②、20.指導内容③、21.指導分類②、22.出欠、23.フォロー状況、24.理由、25.事業、26.予定日、27.会場、28.担当、29.完了区分、30.備考、31.把握動機①、32.把握動機②、33.病名1、34.病名2

【保健指導・難病】

1.年度、2.宛名番号、3.実施日、4.場所、5.開始時刻、6.終了時刻、7.区分、8.事業名、9.新規者の受付経路、10.指導内容①、11.指導内容②、12.指導内容③、13.担当者①、14.職種、15.担当者②、16.職種、17.担当者③、18.職種、19.指導内容、20.出欠、21.フォロー情報、22.理由、23.事業、24.予定日、25.会場、26.担当、27.完了区分、28.備考、29.把握動機①、30.把握動機②、31.病名①、32.病名②

【保健指導・集団教育】

1.年度、2.宛名番号、3.実施日、4.場所、5.開始時、6.終了時、7.集団健康教育区分、8.事業名、9.担当者①、10.担当者①職種、11.担当者②、12.担当者②職種、13.出欠、14.指導内容、15.備考

【保健指導・健康相談】

1.年度、2.宛名番号、3.実施日、4.場所、5.開始時、6.終了時、7.健康相談区分、8.事業名、9.担当者①、10.担当者①職種、11.担当者②、12.担当者②職種、13.出欠、14.指導内容、15.備考

【保健指導・健増訪問指導】

1.年度、2.宛名番号、3.実施日、4.場所、5.開始時刻、6.終了時刻、7.指導区分、8.事業名、9.対象種別、10.訪問事由、11.不明・不在、12.担当者①、13.職種、14.担当者②、15.職種、16.指導内容、17.ハイリスク訪問事業、18.医療機関への受診有無、19.把握動機①、20.フォロー情報、21.理由、22.事業、23.予定日、24.会場、25.担当、26.完了区分、27.備考

【特定保健指導】

1.指導開始日、2.実施時点、3.保健指導機関、4.指導責任者、5.責任者職種、6.支援レベル、7.変容ステージ、8.利用券No.、9.初回面接-実施日、10.支援形態、11.時間・回数、12.保健指導機関、13.実施者、14.実施者職種、15.腹囲、16.体重、17.収縮期血圧、18.拡張期血圧、19.行動目標、20.行動計画、21.指導内容、22.個別A-実施回数(積)、23.実施時間(積)、24.個別B-実施回数、25.実施時間、26.電話A-実施回数、27.実施時間、28.電話B-実施回数、29.実施時間、30.E-MailB-実施回数、31.支援-実施回数(積)、32.ポイントA、33.ポイントB、34.合計ポイント(積)、35.6か月評価-実施予定日、36.支援形態、35.実施日(積)、37.支援形態(積)、38.実施時間(分)(積)、39.実施ポイント、40.腹囲、41.腹囲増減、42.体重、43.体重増減、44.備考、45.6か月後評価-実施日、46.支援-確認方法、47.実施時間、48.実施者(変更があった場合)、49.実施者職種、50.確認回数、51.腹囲、52.体重、53.栄養・食生活、54.栄養・食生活指導、55.身体活動、56.身体活動指導、57.備考

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
検診情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を入手する場合の適切な方法や法令等に違反した場合の罰則等について、教育を徹底する。 ・特定個人情報の取り扱いについては当市セキュリティポリシーに準ずる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・利用する電子記録媒体やフラッシュメモリについては、管理者が許可・承認したものに限定し、担当者の私物の機器等の利用を防止している。 ・電子記録媒体等は施錠できるキャビネット等で保管している。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	特定個人情報を扱う業務からその他の業務あるいはその逆へのアクセスに制限を行う機能を有する。番号利用事務(システム)以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。個人毎に設定するIDで利用可能な業務が制限されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<発行・失効管理> ・健康管理システムにおけるユーザーIDの発行・失効については、人事システムと連動し、職員の採用・退職等に伴い自動的にユーザーIDを発行・権限の付与および削除が行われる仕組みである。 <アクセス権限> ・業務内容、業務担当者に対応したアクセス制御リストを作成し、業務に対し必要最小限の権限が付与されていることを担当課と確認。
その他の措置の内容	【健康管理システム・宛名管理システムにおける措置】 ・サーバー設置場所の入退室管理を行っている。 ・適宜バックアップを行っている。 ・機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	特定個人情報を含む全てのデータの取扱いに対して以下の内容を契約書に明記している。 ・個人情報の秘密保持 ・個人情報の収集制限 ・個人情報の適正管理 ・個人情報の目的外利用・提供の禁止 ・個人情報の複写又は複製の禁止 ・個人情報の再委託の禁止 ・個人情報に係る文書等の返還 ・個人情報の取扱い状況に関する報告等の義務 ・契約の解除及び損害賠償	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも委託と同等以上の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【健康管理システム・宛名管理システムにおける措置】 番号法の規定に基づき、各業務と統合宛名番号の紐付けを行い、認められる範囲内においてのみ特定個人情報照会を行う。</p> <p>【中間サーバーにおける措置】 ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステム情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第二及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>【その他の措置】 目的外の特定個人情報の入手が行われないよう照会内容管理簿に記録する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【健康管理システム・宛名管理システムにおける措置】 番号法別表第二に規定された事務以外の事務については、統合宛名システムに接続することができないため、不正な提供が行われるリスクに対応している。</p> <p>【中間サーバーにおける措置】 ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">その内容</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">再発防止策の内容</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	その内容		再発防止策の内容			
その内容						
再発防止策の内容						
その他の措置の内容	【健康管理システム・死名管理システムにおける措置】 ・サーバー設置場所の入退室管理を行っている。 ・適宜バックアップを行っている。					
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>【古河市全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入職時に個人情報等の適切な取り扱いに関する研修の受講を必須としている。 ・全庁的な研修として年1回以上、情報セキュリティに関する研修会を集合研修またはeラーニングによる研修を実施している。集合研修は全員が受講できるように複数回開催される。 ・全職員を対象に庁内イントラを利活用し、セキュリティポリシーについて定期的に啓発している。 <p>【課内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ担当部署が発行する情報セキュリティ対策の啓発通知などによる自己啓発 ・情報セキュリティポリシーの遵守 <p>【委託業者に対して】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業者に対しては、契約書に個人情報(特定個人情報を含む)保護に関する条文を規定するとともに、業務に従事する従業員に対して、着任時及び年1回、職員に対する研修と同等の研修の実施及び結果報告を義務づける。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	古河市 総務部 総務課 茨城県古河市下大野2248番地 電話 0280-92-3111
②請求方法	個人情報の保護に関する法律、古河市個人情報保護条例及び施行規則の規定に基づき、開示・訂正・利用停止を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	古河市 健康推進部 健康づくり課 古河市新久田271番地1 電話 0280-48-6882・6883
②対応方法	問い合わせ受付票を作成し、対応記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年3月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	評価実施機関名	茨城県古河市長	古河市長		
平成29年6月1日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ ①連絡先	古河市 健康福祉部 健康づくり課 茨城県古河市新久田271番地1 電話 0280-48-6882・6883	古河市 健康福祉部 健康づくり課 古河市新久田271番地1 電話 0280-48-6882・6883		
平成30年5月15日	5. 評価実施機関における担当部署	②健康づくり課長 直井 浩子	②健康づくり課長 曾根 弘江	事後	
平成30年5月15日	公表日	平成29年6月1日	平成30年5月15日		
令和1年6月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ③他のシステムとの接続	[○]既存住民基本台帳システム	[]既存住民基本台帳システム	事後	当初より他システムとの接続がなく、記載の錯誤があったため。
令和1年6月28日	公表日	平成30年5月15日	令和1年6月28日		
令和2年8月19日	公表日	令和1年6月28日	令和2年8月19日		
令和2年8月19日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用の範囲) 別表第一 項目の76	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用の範囲) 別表第一 項目の76 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第54条	事後	
令和2年8月19日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署	健康福祉部 健康づくり課	健康推進部 健康づくり課	事後	
令和2年8月19日	特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	・利用する電子記録媒体やフラッシュメモリについては、管理者が許可・承認したものに限定し、担当者の私物の機器等の利用を防止している。 ・電子記録媒体等は施錠できるキャビネット等で保管している。	事後	当初より措置を施していたが、記載の漏れがあったため。
令和2年8月19日	ユーザー認証の管理 具体的な方法	健康管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人毎にユーザーIDを割り当てるとともに、利用時にはユーザーIDとパスワードで認証を行う。システムの利用できる端末を限定することにより、不要な端末から利用できないような制限を実施している。	〈発行・失効管理〉 ・健康管理システムにおけるユーザーIDの発行・失効については、人事システムと連動し、職員の採用・退職等に併い自動的にユーザーIDを発行・権限の付与および削除が行われる仕組みである。 〈アクセス権限〉 ・業務内容、業務担当者に対応したアクセス制御リストを作成し、業務に対し必要最小限の権限が付与されていることを担当課と確認。	事後	
令和2年8月19日	従事者に対する教育・啓発	〈古河市全体〉 ・全庁的な研修として情報セキュリティに関する研修会を1回以上実施する予定である。 ・全職員を対象に庁内イントラを活用し、セキュリティポリシーについて定期的に啓発している。	〈古河市全体〉 ・入職時に個人情報等の適切な取り扱いに関する研修の受講を必須としている。 ・全庁的な研修として年1回以上、情報セキュリティに関する研修会を集合研修またはeラーニングによる研修を実施している。集合研修は全員が受講できるように複数回開催される。 ・全職員を対象に庁内イントラを活用し、セキュリティポリシーについて定期的に啓発している。	事後	
令和2年8月19日	別添1	【胃がん検診受診情報】 1.宛名番号、2.年度、3.検診機関、4.検診方式、5.受診日、6.受診番号、7.前回受診日、8.受診歴、9.部位1、10.部位2、11.部位3、12.所見1、13.所見2、14.所見3、15.一次判定区分、16.検診時偶発症確認、17.検診時偶発症による死亡、18.検診時偶発症詳細、19.一次備考、20.精検医療機関、21.精検結果、22.精検医療機関、23.精検日、24.精検結果、25.進捗状況確認、26.受診した検査、27.経過の詳細、28.今後の方針、29.手術方法、30.手術機関、31.手術日、32.手術結果、33.肉眼分類、34.肉眼分類その他、35.組織学的深達度、36.精検時偶発症確認、37.精検時偶発症による死亡、38.精検時偶発症詳細、39.精検備考	【胃がん検診受診情報】 1.宛名番号、2.年度、3.検診機関、4.検診方式、5.受診日、6.レ線番号、7.部位①、8.部位②、9.部位③、10.部位④、11.部位⑤、12.所見①、13.所見②、14.所見③、15.所見④、16.判定区分、17.ペプシンノゲン検査、18.ペプシンノゲン判定、19.区分、20.PGI、21.PG II、22. I / II 比、23.重篤な偶発症を確認(検診)、24.偶発症による死亡あり(検診)、25.詳細(検診)、26.精検・健診機関、27.精検・精検日、28.精検・精検判定、29.精検・精検結果(報告病名)、30.精検・検査項目①、31.精検・検査項目②	事後	

令和2年8月19日	別添1	<p>【大腸がん検診受診情報】</p> <p>1.宛名番号、2.年度、3.検診機関、4.検診方式、5.受診日、6.受診番号、7.前回受診日、8.採便日</p> <p>1.9.採便日2、10.結果、11.一次備考、12.精検医療機関、13.精検日、14.受診した検査、15.精検結果、16.治療指示、17.精検時偶発症確認、18.精検時偶発症による死亡、19.精検時偶発症詳細、20.精検備考、21.切除前組織学的検査、22.内視鏡的切除の有無、23.切除日、24.検診機関2、25.切除後組織学的検査、26.治療方法、27.治療日、28.治療結果、29.肉眼分類、30.肉眼分類その他、31.組織学的深達度、32.受診歴検備考、21.切除前組織学的検査、22.内視鏡的切除の有無、23.切除日、24.検診機関2、25.切除後組織学的検査、26.治療方法、27.治療日、28.治療結果、29.肉眼分類、30.肉眼分類その他、31.組織学的深達度、32.受診歴</p>	<p>【大腸がん検診受診情報】</p> <p>01.宛名番号、2.年度、3.検診機関、4.検診方式、5.受診日、6.検体番号、7.1日目判定、8.1日目検査値、9.2日目判定、10.2日目検査値、11.結果、12.精検・健診機関、13.精検・精検結果(報告病名)、14.精検・疾患部位①、15.精検・疾患部位②、16.精検・疾患部位③、17.精検・大腸内視鏡検査項目、18.精検・大腸内視鏡検査検査日、19.精検・指導区分</p>	事後	
令和2年8月19日	別添1	<p>【肺がん・結核検診受診情報】</p> <p>1.宛名番号、2.年度、3.検診機関、4.検診方式、5.受診日、6.受診番号、7.前回受診日、8.受診歴、9.受診項目、10.X線所見、11.X線判定区分、12.X線結果、13.喫煙本数、14.喫煙歴、15.喫煙指数、16.血痰、17.喀痰所見、18.喀痰判定区分、19.喀痰結果、20.容器配布、21.一次総合判定、22.検診時偶発症確認、23.検診時偶発症による死亡、24.検診時偶発症詳細、25.一次備考、26.精検医療機関、27.精検日、28.胸部X線精検結果、29.喀痰精検結果、30.進捗状況確認日、31.経過の詳細、32.今後の方針、33.診断機関、34.確定診断日、35.臨床病期分類、36.組織型、37.治療状況手術、38.治療状況手術なし、39.治療状況治療せず、40.治療機関、41.手術日、42.精検時偶発症確認、43.精検時偶発症による死亡、44.精検時偶発症詳細、45.精検備考、46.経年受診</p>	<p>【肺がん・結核検診受診情報】</p> <p>1.宛名番号、2.年度、3.検診機関、4.検診方式、5.受診日、6.受診項目、7.総合判定(システム)、8.総合判定、9.X線判定、10.X線撮影番号、11.喀痰判定、12.喀痰標本番号、13.重篤な偶発症を確認(検診)、14.偶発症による死亡あり(検診)、15.詳細(検診)、16.精検・健診機関、17.精検・精検日、18.精検・胸部X線結果(報告病名)、19.精検・検査項目①</p>	事後	
令和2年8月19日	別添1	<p>【乳がん検診受診情報】</p> <p>1.宛名番号、2.年度、3.検診機関、4.検診方式、5.受診日、6.受診番号、7.前回受診日、8.受診歴、9.自己負担、10.検査方法、11.一次部位、12.自己触診、13.腫瘤自覚、14.視触診判定、15.超音波判定、16.マンモ判定、17.所見1、18.所見2、19.総合判定、20.検診時偶発症確認、21.検診時偶発症による死亡、22.検診時偶発症詳細、23.一次備考、24.精検医療機関、25.精検日、26.検査方法1、27.検査方法2、28.精検部位、29.精検結果、30.精検方針、31.進捗状況確認日、32.受診した検査、33.経過の詳細、34.今後の方針、35.手術、36.手術機関、37.手術日、38.臨床病期T、39.臨床病期N、40.臨床病期M、41.臨床病期、42.精検時偶発症確認、43.精検時偶発症による死亡、44.精検時偶発症詳細、45.精検備考</p>	<p>【乳がん検診受診情報】</p> <p>1.宛名番号、2.年度、3.健診機関、4.検診方式、5.受診日、6.総合判定、7.視触診判定、8.超音波判定、9.X線判定基準、10.検診率、11.X線番号、12.超音波受付番号、13.超音波所見①、14.左右、15.位置①、16.位置②、17.所見①、18.所見②、19.所見③、20.所見④、21.カテゴリ、22.所見②、23.左右、24.位置①、25.位置②、26.所見①、27.所見②、28.所見③、29.所見④、30.カテゴリ、31.所見③、32.左右、33.位置①、34.位置②、35.所見①、36.所見②、37.所見③、38.所見④、39.カテゴリ、40.所見④、41.左右、42.位置①、43.位置②、44.所見①、45.所見②、46.所見③、47.所見④、48.カテゴリ、49.所見⑤、50.左右、51.位置①、52.位置②、53.所見①、54.所見②、55.所見③、56.所見④、57.カテゴリ、58.所見⑥、59.左右、60.位置①、61.位置②、62.所見①、63.所見②、64.所見③、65.所見④、66.カテゴリ、67.X線撮影方向、68.所見①、69.部位①、70.部位②、71.部位③、72.所見、73.所見②、74.部位①、75.部位②、76.部位③、77.所見、78.所見③、79.部位①、80.部位②、81.部位③、82.所見、83.所見④、84.部位①、85.部位②、86.部位③、87.所見、88.重篤な偶発症を確認(検診)、89.偶発症による死亡あり(検診)、90.詳細(検診)、91.精検・健診機関、92.精検・精検日、93.精検・検査方法①、94.精検・検査方法②、95.精検・検査方法③、96.精検・検査結果(報告病名)、97.精検・組織診断、98.精検・方針(指示区分)、99.精検・手術、100.精検・健診機関、101.精検・手術日、102.精検・臨床病期T、103.精検・臨床病期N、104.精検・臨床病期M、105.精検・臨床病期、106.精検・備考</p>	事後	

令和2年8月19日	別添1	<p>【子宮がん検診受診情報】</p> <p>1.宛名番号、2.年度、3.検診機関、4.検診方式、5.受診日、6.受診番号、7.前回受診日、8.自己負担、9.閉経前後、10.不正性器出血、11.標本評価、12.頸部判定、13.ベセスダ分類、14.体部判定、15.所見1、16.所見2、17.総合判定、18.検診時偶発症確認、19.検診時偶発症による死亡、20.検診時偶発症詳細、21.一次備考、22.精検医療機関、23.精検日、24.精検結果、25.進捗状況確認日、26.経過の詳細、27.受診した検査、28.今後の方針、29.手術、30.手術機関、31.手術日、32.手術以外の治療、33.体がん、34.頸がん、35.精検時偶発症確認、36.精検時偶発症による死亡、37.精検時偶発症詳細、38.精検備考</p>	<p>【子宮がん検診受診情報】</p> <p>1.宛名番号、2.年度、3.健診機関、4.検診方式、5.受診日、6.受診番号、7.検診車、8.標本評価(初回検体)、9.ベセスダ分類、10.総合判定、11.重篤な偶発症を確認(検診)、12.偶発症による死亡あり(検診)、13.詳細(検診)、14.精検・健診機関、15.精検・精検日、16.精検・精検結果、17.精検・手術</p>	事後
令和2年8月19日	別添1	<p>【前立腺がん検診受診情報】</p> <p>1.宛名番号、2.年度、3.検診機関、4.検診方式、5.受診日、6.受診番号、7.前回受診日、8.PSA値、9.治療歴、10.家族歴、11.判定、12.一次備考、13.精検医療機関、14.医師名、15.精検日、16.紹介先、17.主治医、18.紹介日、19.直腸診、20.超音波診断、21.PSA再検査、22.測定方法、23.生検、24.診断名1、25.診断名2、26.今後の対応、27.精検備考、28.受診歴</p>	<p>【前立腺がん検診受診情報】</p> <p>1.宛名番号、2.年度、3.健診機関、4.検診方式、5.受診日、6.受診番号、7.PSA値、8.PSA判定、9.判定、10.精検・健診機関、11.精検日、12.診断方法①、13.診断方法②、14.診断方法③、15.診断方法④、16.精検結果①(報告病名)、17.精検結果②(報告病名)、18.指示区分</p>	事後
令和2年8月19日	別添1	<p>【肝炎ウイルス検診受診情報】</p> <p>1.宛名番号、2.年度、3.検診機関、4.検診方式、5.受診日、6.受診番号、7.前回受診日、8.受診歴、9.検診区分、10.HBs抗原、11.HBs抗原値、12.HCV抗体、13.HCV抗体値、14.HCV抗原、15.HCV抗原値、16.HCV核酸、17.C型肝炎判定、18.輸血/手術歴、19.前年度GPT、20.一次備考、21.精検医療機関、22.精検医療機関区分、23.精検日、24.精検臨床診断、25.精検GPT、26.精検血小板、27.C肝HCV、28.C肝HCV-RNA、29.C肝IFN治療適応、30.C肝IFN治療適応無理由、31.C肝IFN治療予定、32.C肝IFN治療予定無理由、33.C肝肝庇護療法適応、34.C肝肝庇護療法適応無理由、35.C肝方針、36.B肝HBs抗原、37.B肝HBV-DNA量、38.B肝治療予定、39.B肝方針、40.精検備考</p>	<p>【肝炎ウイルス検診受診情報】</p> <p>1.宛名番号、2.年度、3.健診機関、4.検診方式、5.受診日、6.受診番号、7.交付番号、8.HBs抗原値、9.HCV抗体値、10.C型肝炎判定、11.B型肝炎判定結果、12.GOT、13.GPT、14.精検・健診機関、15.精検・健診日、16.精検・診断・治療の状況①、17.精検・診断・治療の状況②、18.精検・診断・治療の状況③、19.精検・備考</p>	事後
令和2年8月19日	別添1	<p>【歯周疾患検診受診情報】</p> <p>1.宛名番号、2.年度、3.検診機関、4.検診方式、5.受診日、6.受診番号、7.前回受診日、8.歯痛・しみる、9.歯ぐきの出血、10.歯ぐきが腫れる、11.口臭、12.物がよくはさまる、13.噛む・味わう・飲み込む・話す不自由、14.歯の外観・歯並び、15.入れ歯があわない、16.口が開けにくい、17.歯ざり、18.その他、19.歯磨き回数、20.歯磨き時間、21.歯式_右上8、22.歯式_右上7、23.歯式_右上6、24.歯式_右上5、25.歯式_右上4、26.歯式_右上3、27.歯式_右上2、28.歯式_右上1、29.歯式_左上1、30.歯式_左上2、31.歯式_左上3、32.歯式_左上4、33.歯式_左上5、34.歯式_左上6、35.歯式_左上7、36.歯式_左上8、37.歯式_左下8、38.歯式_左下7、39.歯式_左下6、40.歯式_左下5、41.歯式_左下4、42.歯式_左下3、43.歯式_左下2、44.歯式_左下1、45.歯式_右下1、46.歯式_右下2、47.歯式_右下3、48.歯式_右下4、49.歯式_右下5、50.歯式_右下6、51.歯式_右下7、52.歯式_右下8、53.歯の状況、54.健全歯数、55.未処置歯数、56.処置歯数、57.現在歯数、58.要補綴歯数、59.欠損補綴歯数、60.CPI_右上6(7)、61.CPI_右上1(左上1)、62.CPI_左上6(7)、63.CPI_左下6(7)、64.CPI_左下1(右下1)、65.CPI_右下6(7)、66.CPI_MAX、67.DIS_右上6(7)、68.DIS_右上1(左上1)、69.DIS_左上6(7)、70.DIS_左下6(7)、71.DIS_左下1(右下1)、72.DIS_右下6(7)、73.DIS_スコア平均値、74.口腔清掃状態、75.サリバスター、76.楔状欠損等、77.歯列・咬合、78.舌苔、79.顎関節、80.粘膜疾患、81.その他、82.有無、83.清掃状況、84.適合状況、85.新調・修理、86.抜歯等の処置、87.インプラント、88.判定区分、89.診断名1、90.診断名2、91.診断名3、92.診断名4、93.備考、94.受診歴</p> <p>【検診予約情報】</p> <p>1.宛名番号、2.年度、3.登録番号、4.受付時間、5.検診スケジュール番号、6.検診種別、7.料金</p>	<p>【歯周疾患検診受診情報】</p> <p>1.宛名番号、2.年度、3.健診機関、4.検診方式、5.受診日、6.受診番号、7.自覚症状、8.歯痛・しみる、9.歯痛・しみるときの程度、10.歯ぐきの出血、11.歯ぐきの出血の程度、12.歯ぐきが腫れる、13.口臭、14.物がよくはさまる、15.噛む・味わう・飲み込む・話す不自由、16.歯の外観・歯並び、17.入れ歯があわない、18.口が開けにくい、19.歯ざり、20.その他(気がかり)、21.気がかりな点、22.問診-口腔状態、23.肉内的な病気、24.喫煙有無、25.喫煙本数、26.歯磨き回数、27.歯磨き時間、28.心がけ①、29.歯の状況(右上)、30.歯式_右上8、31.歯式_右上7、32.歯式_右上6、33.歯式_右上5、34.歯式_右上4、35.歯式_右上3、36.歯式_右上2、37.歯式_右上1、38.歯式_左上1、39.歯式_左上2、40.歯式_左上3、41.歯式_左上4、42.歯式_左上5、43.歯式_左上6、44.歯式_左上7、45.歯式_左上8、46.歯式_左下8、47.歯式_左下7、48.歯式_左下6、49.歯式_左下5、50.歯式_左下4、51.歯式_左下3、52.歯式_左下2、53.歯式_左下1、54.歯式_右下1、55.歯式_右下2、56.歯式_右下3、57.歯式_右下4、58.歯式_右下5、59.歯式_右下6、60.歯式_右下7、61.歯式_右下8、62.歯の状況設定、63.歯の状況、64.歯の本数、65.健全歯の合計本数、66.未処置歯の合計本数、67.処置歯の合計本数、68.現在歯数_健全歯+未処置+処置歯数+楔状欠損、69.要補綴歯の合計本数、70.欠損歯の合計本数、71.欠損補綴歯の合計本数、72.CPI_右上6(7)、73.CPI_右上1(左上1)、74.CPI_左上6(7)、75.CPI_左下6(7)、76.CPI_左下1(右下1)、77.CPI_右下6(7)、78.CPI_MAX、79.DIS_右上6(7)、80.DIS_右上1(左上1)、81.DIS_左上6(7)、82.DIS_左下6(7)、83.DIS_左下1(右下1)、84.DIS_右下6(7)、85.DIS_スコア平均値、86.口腔清掃状態、87.歯石、88.唾液潜血反応、89.その他の所見、90.歯周組織、91.楔状欠損等、92.歯列・咬合</p>	事後

令和2年8月19日	別添1	記載なし	<p>【特定健診】</p> <p>1.宛名番号、2.年度、3.健診機関、4.検診方式、5.受診日、6.受診番号、7.現病歴・既往歴-疾患名①、8.疾患名②、9.疾患名③、10.具体的な既往歴、11.自覚症状①、12.自覚症状②、13.自覚症状③、14.自覚症状④、15.自覚症状⑤、16.特記すべき自覚症状、17.自覚症状所見、18.他覚症状①、19.他覚症状②、20.他覚症状③、21.特記すべき他覚症状、22.他覚症状所見、23.質問票-現在、血圧を下げる薬を使用している、24.薬剤(血圧)、25.服薬理由(血圧)、26.現在、インスリン注射又は血糖値を下げる薬を服用している、27.薬剤(血糖)、28.服薬理由(血糖)、29.現在、コレステロールを下げる薬を服用している、30.薬剤(脂質)、31.服薬理由(脂質)、32.生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか、33.身長、34.体重、35.標準体重、36.BMI、37.肥満度、38.腹囲測定、39.腹囲、40.収縮期血圧、41.拡張期血圧、42.GOT検査、43.AST(GOT)、44.GPT検査、45.ALT(GPT)、46.γ-GTP検査、47.γ-GTP、48.採血時間、49.中性脂肪検査、50.中性脂肪、51.HDLコレステロール検査、52.HDLコレステロール、53.HDLコレステロール(HL)、54.LDLコレステロール、55.HBA1C検査(NGSP)、56.HBA1C(NGSP)、57.尿糖検査、58.尿糖、59.尿蛋白検査、60.尿蛋白、61.尿酸、62.血清クレアチニン、63.eGFR、64.保健指導レベル、65.保健指導レベル(医師等)、66.メタボリック判定、67.前年度受診日、68.保健指導レベル、69.メタボリック判定、70.保健指導歴、71.医師名、72.医師の判断、73.保険者番号、74.保険者名称、75.保健種別、76.被保険者番号</p>	事後	
令和2年8月19日	別添1	記載なし	<p>【保健指導・栄養運動指導】</p> <p>1.年度、2.宛名番号、3.実施日、4.場所、5.開始時、6.終了時</p>	事後	
令和2年8月19日	別添1	記載なし	<p>【保健指導・精神保健相談】</p> <p>1.年度、2.宛名番号、3.実施日、4.場所、5.開始時刻、6.終了時刻、7.区分、8.事業名、9.新規の受付経路、10.指導内容①、11.指導分類①、12.担当者①、13.職種、14.担当者②、15.職種、16.担当者③、17.職種、18.指導内容、19.指導内容②、20.指導内容③、21.指導分類②、22.出欠、23.フォロー状況、24.理由、25.事業、26.予定日、27.会場、28.担当、29.完了区分、30.備考、31.把握動機①、32.把握動機②、33.病名1、34.病名2</p>	事後	
令和2年8月19日	別添1	記載なし	<p>【保健指導・難病】</p> <p>1.年度、2.宛名番号、3.実施日、4.場所、5.開始時刻、6.終了時刻、7.区分、8.事業名、9.新規者の受付経路、10.指導内容①、11.指導内容②、12.指導内容③、13.担当者①、14.職種、15.担当者②、16.職種、17.担当者③、18.職種、19.指導内容、20.出欠、21.フォロー情報、22.理由、23.事業、24.予定日、25.会場、26.担当、27.完了区分、28.備考、29.把握動機①、30.把握動機②、31.病名①、32.病名②</p>	事後	
令和2年8月19日	別添1	記載なし	<p>【保健指導・集団教育】</p> <p>1.年度、2.宛名番号、3.実施日、4.場所、5.開始時、6.終了時、7.集団健康教育区分、8.事業名、9.担当者①、10.担当者①職種、11.担当者②、12.担当者②職種、13.出欠、14.指導内容、15.備考</p>	事後	
令和2年8月19日	別添1	記載なし	<p>【保健指導・健康相談】</p> <p>1.年度、2.宛名番号、3.実施日、4.場所、5.開始時、6.終了時、7.健康相談区分、8.事業名、9.担当者①、10.担当者①職種、11.担当者②、12.担当者②職種、13.出欠、14.指導内容、15.備考</p>	事後	
令和2年8月19日	別添1	記載なし	<p>【保健指導・健増訪問指導】</p> <p>1.年度、2.宛名番号、3.実施日、4.場所、5.開始時刻、6.終了時刻、7.指導区分、8.事業名、9.対象種別、10.訪問事由、11.不明・不在、12.担当者①、13.職種、14.担当者②、15.職種、16.指導内容、17.ハイリスク訪問事業、18.医療機関への受診有無、19.把握動機①、20.フォロー情報、21.理由、22.事業、23.予定日、24.会場、25.担当、26.完了区分、27.備考</p>	事後	

令和2年8月19日	別添1	記載なし	【特定保健指導】 1.指導開始日、2.実施時点、3.保健指導機関、4.指導責任者、5.責任者職種、6.支援レベル、7.変容ステージ、8.利用券No.、9.初回面接-実施日、10.支援形態、11.時間・回数、12.保健指導機関、13.実施者、14.実施者職種、15.腹囲、16.体重、17.収縮期血圧、18.拡張期血圧、19.行動目標、20.行動計画、21.指導内容、22.個別A-実施回数(積)、23.実施時間(積)、24.個別B-実施回数、25.実施時間、26.電話A-実施回数、27.実施時間、28.電話B-実施回数、29.実施時間、30.E-MailB-実施回数、31.支援-実施回数(積)、32.ポイントA、33.ポイントB、34.合計ポイント(積)、35.6か月評価-実施予定日、36.支援形態、35.実施日(積)、37.支援形態(積)、38.実施時間(分)(積)、39.実施ポイント、40.腹囲、41.腹囲増減、42.体重、43.体重増減、44.備考、45.6か月後評価-実施日、46.支援-確認方法、47.実施時間、48.実施者(変更があった場合)、49.実施者職種、50.確認回数、51.腹囲、52.体重、53.栄養・食生活、54.栄養・食生活指導、55.身体活動、56.身体活動指導、57.備考	事後	
令和2年8月19日	別添1	【超音波検診受診情報】 1.宛名番号、2.年度、3.検診機関、4.検診方式、5.受診日、6.受診番号、7.前回受診日、8.PSA値、9.治療歴、10.家族歴、11.判定、12.一次備考、13.精検医療機関、14.医師名、15.精検日、16.紹介先、17.主治医、18.紹介日、19.直腸診、20.超音波診断、21.PSA再検査、22.測定方法、23.生検、24.診断名1、25.診断名2、26.今後の対応、27.精検備考、28.受診歴	削除	事後	
令和2年8月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	【○】評価実施機関内の他部署(市民課)	【○】評価実施機関内の他部署(市民総合窓口課)	事後	
令和2年8月19日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ ①連絡先	古河市 健康福祉部 健康づくり課 古河市新久田271番地1 電話 0280-48-6882・6883	古河市 健康推進部 健康づくり課 古河市新久田271番地1 電話 0280-48-6882・6883	事後	
令和2年8月19日	V 評価実施手続き 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年7月17日	令和2年8月19日		
令和4年3月1日	公表日	令和2年8月19日	令和4年3月1日		
令和4年3月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	古河市では、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、市民の健康増進を目的とした業務を行っている。具体的には、 ①健康増進法による健康増進事業に関する事務 ②その他 ・集計・報告事務:対象者、実施者の情報を集計し地域保健・健康増進事業報告書を作成し報告を行う事務	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など市民の健康増進のために必要な事業を推進するために必要な事務を行う。 健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法第27号)に基づき、特定個人情報ファイルを下記①～③の事務に使用する。 ①各種検診の受診結果等の管理 ②受診券の発行、検診勧奨事務 ③保健指導、相談事務	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	記載なし	【○】宛名管理システム等	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称	記載なし	宛名管理システム	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記

令和4年3月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	記載なし	1 宛名管理機能 住民記録システムより情報移転を行い4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報を記録する。住登外者の宛名項目(氏名及び名称、性別、生年月日、住所など)の作成・管理をする。 2 個人番号の保護機能 個人番号の保護を行うため認証の制御や暗号化をする。 3 宛名連携機能 同一人の宛名番号を紐付する機能を有し、宛名番号の関連付けしたデータを作成・管理する。中間サーバーとの連携時には、紐付した宛名番号から団体内宛名番号を取得する。 4 団体内宛名統合機能 提供を行うため税務システム等から提供するデータを受け、中間サーバーへ送信する。情報の照会を行うため税務システム等からの要求情報を受け、中間サーバーへ送信し結果を受信する。符号付番の際に符号と紐付ける団体内統合宛名番号を中間サーバーへ送信する。団体内宛名番号と4情報(氏名、性別、生年月日、住所)を管理し、中間サーバーからの要求に対応する。 5 中間サーバー連携機能 中間サーバーとの連携によりデータの送受診を行う。データの送受信を行った結果の情報を取得・管理する。	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	記載なし	【○】情報提供ネットワークシステム 【○】庁内連携システム	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称	記載なし	中間サーバー	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	記載なし	1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号化や、電文への電子署名付与、電文及び提供許可証に付与されている電子署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステムから受診した情報提供ネット	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	記載なし	【○】情報提供ネットワークシステム 【○】宛名システム等	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記

令和4年3月1日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	記載なし	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号、別表第二の第102の2項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26内閣府・総務省令第7号) 第50条 ■情報提供の根拠 番号法第19条第8号、別表第二の第102の2項内閣府・総務省令第7号 第50条	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ③対象となる本人の範囲※	成人健診の対象者及び過去の実施対象者	古河市に住居登録している健康増進事業の対象となる者	事後	
令和4年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ③使用目的※	成人健診事業の管理を適正に実施するため	健康増進法に基づく健康増進事業対象者を適正に管理するため	事後	
令和4年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無※	委託しない	【委託する】(1件)	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	記載なし	システムの運用	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	記載なし	磁気ディスクによる事務運用を安全確実に行うために必要な範囲で特定個人情報ファイルの管理を委託	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②委託先における取扱者数	記載なし	10人未満	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	記載なし	株式会社 茨城計算センター	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ④再委託の有無	記載なし	再委託しない	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	【○】行っていない	【○】提供を行っている(1件)	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	記載なし	市町村長	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	記載なし	番号法第19条第8号 別表第二の第102の2項 別表第二主務省令 第50条	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②提供先における用途	記載なし	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ③提供する情報	記載なし	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ④提供する情報の対象となる本人の数	記載なし	10万人以上100万人未満	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記

令和4年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	記載なし	健康増進法に基づく健康増進事業対象者	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑥提供方法	記載なし	【○】情報提供ネットワークシステム	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑦時期・頻度	記載なし	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去保管場所※	健康づくり課事務室内の施錠可能なサーバラック(施錠の管理を行っている)に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスにはID/パスワードによる認証が必要。	<p><古河市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり課事務室内の施錠可能なサーバラック(施錠の管理を行っている)に設置したサーバ内に保管。 ・サーバへのアクセスにはID/パスワードによる認証が必要。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	Ⅲリスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	【○】委託しない	[]委託しない	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	Ⅲリスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	記載なし	定めている	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	Ⅲリスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 規定の内容	記載なし	<p>特定個人情報を含む全てのデータの取扱いに対して以下の内容を契約書に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の秘密保持 ・個人情報の収集制限 ・個人情報の適正管理 ・個人情報の目的外利用・提供の禁止 ・個人情報の複写又は複製の禁止 ・個人情報の再委託の禁止 ・個人情報に係る文書等の返還 ・個人情報の取扱い状況に関する報告等の義務 ・契約の解除及び損害賠償 	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	Ⅲリスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	記載なし	十分に行っている	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	Ⅲリスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 具体的な方法	記載なし	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも委託と同等以上の措置を義務付けている。	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	Ⅲリスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	Ⅲリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	【○】接続しない(入手) 【○】接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記

令和4年3月1日	Ⅲリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	記載なし	【健康管理システム・宛名管理システムにおける措置】 番号法の規定に基づき、各業務と統合宛名番号の紐付けを行い、認められる範囲内においてのみ特定個人情報照会を行う。 【中間サーバーにおける措置】 ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステム情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第二及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 【その他の措置】 目的外の特定個人情報の入手が行われることがないように照会内容管理簿に記録する。	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	Ⅲリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	Ⅲリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容	記載なし	【健康管理システム・宛名管理システムにおける措置】 番号法別表第二に規定された事務以外の事務については、統合宛名システムに接続することができないため、不正な提供が行われるリスクに対応している。 【中間サーバーにおける措置】 ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	Ⅲリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 リスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	V 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	令和2年8月19日	令和4年3月1日		
令和4年9月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	記載なし	【○】情報提供ネットワークシステム	事後	法改正(情報提供ネットワークシステムの運用開始)に基づく追記
令和5年11月14日	Ⅲリスク対策 3.特定個人情報の使用 その他の措置の内容	記載なし	【健康管理システム・宛名管理システムにおける措置】 ・サーバー設置場所の入退室管理を行っている。 ・適宜バックアップを行っている。 ・機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。	事後	

